

【様式Ⅰ－2】3000万控除申請添付書類一覧（R6.1.1以降に相続）

建物除却後の敷地の譲渡

チェック欄	No.	提出書類・注意点	主な取得先	備考
☐	①	被相続人の除票住民票（原本）	・戸田市役所市民課・戸田公園駅前出張所 ・美笹支所・東部連絡所 ・コンビニ・スマート窓口	（確認事項）相続発生日、被相続人が相続直前まで対象家屋に居住していたこと
☐	②	相続人の住民票（原本）	・相続人がお住まいの市区町村で、住民票の写しを交付している部署	（確認事項）相続開始直前から譲渡時まで、相続人が対象家屋に住んでいなかったこと ・家屋を取壊した日以降に取得した住民票が必要 ・相続人が複数いる場合は、相続人全員分の住民票（原本）が必要
☐	③	売買（譲渡）契約書（写し）	・宅地建物取引業者 など	（確認事項）家屋をいつ譲渡（引渡）したか（契約者、対象家屋、譲渡日の記載が必要） ・申請者が契約者であること ・契約書から引渡日が確認できない場合は、引渡日が確認できる書類を併せて提出
☐	④	相続した土地の登記事項証明書（原本）	・法務局	（確認事項）土地を誰が相続したか、何人が相続したか
☐	⑤	相続した建物の閉鎖事項証明書（原本）	・法務局	（確認事項）家屋の建築年月日及び家屋の取り壊し、除却及び滅失日 ・土地の引渡日より前の解体であること
☐	⑥	解体後の敷地の写真	・宅地建物取引業者 ・解体業者 ・ご自身で撮影 など	（確認事項）除却後から譲渡までにほかの用途に使用されていないこと ・引渡日までに撮影した更地の写真 ・撮影日を記載（手書きでも可）
☐	⑦	本人確認書類（写し）		運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードは1点 健康保険証・資格確認書・年金手帳・写真付きの社員証・写真無しの住民基本台帳カードは2点

次の（1）～（4）の書類のいずれか（確認事項）相続した家屋が「空き家」の状態となっており、その後、他の用途に使用していないこと

☐	⑧－（1）	電気の使用中止日が確認できるもの（写し）	・電力会社 など	（確認事項）被相続人の死亡日以降、家屋の取壊し、除却又は滅失日までに閉栓、使用中止をしていたこと （例）電気需給契約解約の証明書、使用中止証明書、最終の料金引き落とし日が分かるもの（支払証明書、料金請求書、領収書など）
☐	⑧－（2）	ガスの閉栓日が確認できるもの（写し）	・ガス会社 など	（確認事項）被相続人の死亡日以降、家屋の取壊し、除却又は滅失日までに閉栓、使用中止をしていたこと （例）ガスの閉栓証明書、使用中止証明書、最終の料金引き落とし日が分かるもの（支払証明書、料金請求書、領収書など）
☐	⑧－（3）	水道の閉栓日が確認できるもの（写し）	・水道局 など	（確認事項）被相続人の死亡日以降、家屋の取壊し、除却又は滅失日までに閉栓、使用中止をしていたこと （例）使用水量等のお知らせ（戸田市水安全部上下水道お客様センター発行）、水道の使用中止証明書、最終の料金引き落とし日が分かるもの（支払証明書、料金請求書、領収書など）
☐	⑧－（4）	不動産業者が出している広告書面（原本・写しどちらでも可）	・宅地建物取引業者 など	（確認事項）不動産業者が家屋の現況が「空き家」かつ「取壊し予定あり」であることを表示していること ・家屋の現況が空き家であることが表示されているもの

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は以下の書類も追加で提出

チェック欄	No.	提出書類・注意点	主な取得先	備考
☐	⑨－（i）	介護保険の被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等（写し）	・健康長寿課 ・障害福祉課 など	（確認事項）被相続人が要介護・要支援認定を受けていたこと又はその他これに類する被相続人であること （例）被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し、要介護認定等の決定通知書、市町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録 など
☐	⑨－（ii）	施設入所契約書（写し）	・入所施設	（確認事項）被相続人が施設に入所していた実態を確認する他、施設の名称、所在地、施設の種類等

次の（A）又は（B）の書類のいずれか（確認事項）相続した家屋が「空き家」の状態となっており、その後、他の用途に使用していないこと

☐	⑩－（A）	電気・水道・ガスの使用中止、閉栓が確認できるもの（写し）	（確認事項）被相続人の死亡日以降、譲渡の時までに閉栓、使用中止をしていたこと ・上記⑧－（1）～⑧－（3）の書類と同様で構わない
☐	⑩－（B）	老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録（写し）	・入所施設 （確認事項）外出、外泊時に対象家屋を利用していたことを証すること